

金融・保険市場におけるトピックス

【世界・自然災害】

○2014年の世界の自然・人的災害による付保損害額は約340億米ドルに減少

スイス再保険の調査によると、2014年の世界における自然・人的災害による経済的損害額は前年比16%減の約1,130億ドルとなった。このうち、付保損害額は前年比24%減の約340億ドルであった。2014年に経済的損害額および付保損害額が減少した背景としては、北大西洋のハリケーン・シーズンが比較的穏やかであり、米国に大きなハリケーンが上陸しなかったことなどが挙げられる。

2014年の高額付保損害額の1位は、5月に米国各地に巨大な雹を降らせた暴風雨であり、損害は約29億ドルであった。2位は、欧州で6月に発生した暴風雨「エラ」であり、フランス、ドイツ、ベルギーで財物・車両等に約27億ドルの損害を発生させた。3位は、わが国の2月の大雪であり、約25億ドルの損害であった。

2014年は異常な豪雨に見舞われた地域があった一方で、降水量が極端に少ない地域もあり、中国では夏季の干ばつが農作物に大きな影響を及ぼしたが、損害額は未だ不明である。

(Swiss Re ウェブサイト 2014.12.17 ほか)

【EU・規制動向】

○ソルベンシーIIの実施措置等にかかる進捗状況

2014年10月10日、欧州委員会は、EUの新しいソルベンシー規制の基本的枠組の具体的な適用方法を規定する委任法行為(Delegate Act)を採択した。委任法行為では、資産および負債の評価、自己資本の評価、ならびに資本必要額の計算に関する適用方法等が規定されている。2015年1月12日には、欧州議会および閣僚理事会でこの委任法行為が承認された。このため、委任法行為で示された適用方法に基づく新たなソルベンシー規制が2016年1月1日から施行されることとなった。ソルベンシーII実施にかかるその他の進捗状況は以下のとおりである。

① ストレステストの結果公表

欧州保険・職域年金監督機構(EIOPA)は、ソルベンシーIIの定量的要件を適用した上でのストレスに対する保険会社の脆弱性を評価する目的で実施したストレステストの結果を2014年11月30日に公表した。

ストレス前の状態では、ソルベンシー(SCR)比率が、最低限必要とされる100%の水準を下回った保険会社の数はテスト参加会社全体の14%に及んだ。ただし、総資産ベースで見ると参加会社全体の3%にとどまっており、特に中小規模の保険会社の

体力が脆弱であることが明らかになった。株式市場が大幅に下落するなど最悪のシナリオが生じた場合のストレスに対し、ソルベンシー比率が 100%未満となる保険会社の数は、参加会社全体の 44%に及ぶ結果となった。

② 技術的实施基準およびガイドラインの進展

委任法行為を補足する技術的な細目は、技術的实施基準 (ITS) およびガイドラインで規定されることとなっており、このドラフトは EIOPA が作成し欧州委員会が承認することで発効する。

EIOPA は、監督当局の承認プロセスに関する技術的实施基準 (ITS Set1) について、2014 年 4 月から 6 月までに実施した市中協議を踏まえて最終案を公表するとともに、2014 年 10 月 31 日付で欧州委員会の承認を求めるレターを提出した。また、これらの技術的实施基準を補足するガイドライン (Guidelines Set1) についても市中協議の結果を踏まえ、12 月 3 日付で最終案を公表した。これら Set1 には、補助的自己資本の使用に関する監督者の承認手続、内部モデルの承認プロセス、保険会社固有のパラメーターの使用に関する監督者の承認手続等の基準が含まれている。

さらに、EIOPA は、2014 年 12 月 2 日付で、第 I の柱 (定量的要件)、第 II の柱 (定性的要件)、第 III の柱 (情報開示) にかかる技術的实施基準 (ITS Set2) およびガイドライン (Guidelines Set2) の市中協議を開始した。一部を除き 2015 年 3 月 2 日までパブリックコメントを受け付ける。これら Set2 には、資産・負債の評価方法 (第 I の柱)、監督当局による必要資本額の上方修正 (第 II の柱)、財務状況およびソルベンシーに関する監督当局への報告フォーマット (第 III の柱) 等の基準が含まれている。

③ 日本を含む 3 カ国の保険監督の同等性評価にかかる市中協議を開始

EIOPA は、2014 年 12 月 19 日付でスイス、日本、バミューダの監督当局の同等性評価に関する欧州委員会への報告について市中協議を開始した。この評価は、2011 年に行った同評価の内容をアップデートするもので、2015 年 2 月 23 日までコメントを受け付ける。2011 年と同様に、日本の保険監督は監督態勢および枠組とともに概ねソルベンシー II における同等性評価基準を満たしているとされる。

今後、EIOPA が提案する上記の技術的实施基準およびガイドラインに関する欧州委員会の承認を経て、2016 年 1 月 1 日にソルベンシー II の適用が開始される予定である。

(EIOPA プレス・リリース 2014.11.30、2014.12.2、2014.12.3、2014.12.19 ほか)

【イギリス・規制動向】

○イギリス政府と英国保険協会が洪水再保険基金の運営に向け合意

イギリス政府は、洪水再保険基金 (Flood Re) の運営開始に向け英国保険協会 (ABI) と合意したと発表した。合意内容は、洪水リスクが高い地域の物件についても引受の対

象に含めることなどであり、2015年後半の稼働に向けた取組が継続される。洪水再保険基金は、損害保険会社が引き受ける個人を中心とした財産保険の洪水リスク部分を受再する基金であり、保険業界が共同して出資している。再保険金支払いの原資は、各保険会社から受再する洪水リスクの再保険料のほか、基金運営のためにイギリスの保険市場全体の財産保険契約から徴収する賦課保険料が充てられる。また、想定を上回る大規模な洪水損害が発生した場合の対応については政府が関与するとされている。

ABIは、同基金による洪水リスクの引受スキームが構築されることで、これまで保険の入手が困難とされていた地域の30万から50万の物件が恩恵を受けるとコメントしている。

(Insurance Journal 2014.12.18、ABI ニュース・リリース 2014.12.18 ほか)

【イギリス・市場動向】

○保険金詐欺防止に有効なドライブレコーダーへ関心が高まる

イギリスの大手ドライブレコーダー会社のVision Unique Equipment (VUE)社は、運転中の映像等を記録するドライブレコーダーの設置が自動車保険における詐欺の防止に有効であると考えるドライバーは約71%に上り、約40%が実際に設置を検討しているとの調査結果を公表した。

自動車保険詐欺では、詐欺師が故意の急ブレーキによって後続車両の追突事故を誘発するなど一般のドライバーを巻き込んだ手口が多く発生している。これらの詐欺事故では、あらかじめ目撃者役が設けられるなど手口が組織化、巧妙化している場合も多い。VUE社は、このような詐欺事故に巻き込まれた場合、ドライブレコーダーによって記録された映像は、一般ドライバーが事故の真実を証明する唯一の手段であると述べている。

一方、インターネット販売に特化した保険会社であるスウィフトカバー (Swiftcover.com)社は、自社が指定したドライブレコーダーを設置している車両の自動車保険に約10%の割引を適用している。同社は、ドライブレコーダーによる運転中の映像記録によって、事故時の保険契約者の責任の有無に関する正確な情報を得ることができ、適正な保険金支払および保険料設定につながるとしている。

イギリスでは保険金詐欺が大きな問題となっており、英国保険協会 (ABI) は、2013年の保険金詐欺による自動車保険の被害額は8億ポンド[＊] (約1,440億円)に達し、その影響で1契約あたりの自動車保険料が平均90ポンド[＊] (約1万6,200円)高くなっていると述べている。

(The Telegraph 2014.10.31、BT.com 2014.12.16 ほか)

【米国・規制動向】

○オバマ大統領がテロリスク保険再制定法案に署名

2015年1月12日、オバマ大統領は、先に上院および下院で可決されていた2015年

テロリスク保険プログラム（TRIA プログラム）再制定法案に署名し、同プログラムが2020年末まで再度継続されることとなった。

2014年12月末に、米上院でテロリスク保険法（TRIA法）の延長法案を可決できなかったため、同プログラムは2014年12月末で一旦失効していた。新たなTRIAプログラムには、これまでのプログラムに以下のような変更が加えられることとなり、保険会社側の負担が拡大する可能性がある。

①補償金支払要件の発動金額の引上

TRIAプログラムにより補償金が支払われる基準である「認定テロ行為による全保険会社の年間累計保険損害額」をこれまでの1億ドルから2億ドルまで段階的に引き上げる（補償金が支払われるのは、認定テロ行為による全保険会社の年間累計保険損害額が2億ドルを超過した場合になる）。

②保険会社の責任割合の引上

保険会社ごとに適用される免責金額を超える保険損害額のうち、保険会社の責任割合をこれまでの15%から20%まで段階的に引き上げる。

TRIA再制定法案が承認されたことについて、全米保険庁長官会議（NAIC）、米国損害保険者協会（PCI）をはじめとする業界団体は、歓迎の意向を表明している。

（Business Insurance 2015.1.8 および 2015.1.13、NAIC ウェブサイト 2015.1.8 ほか）

【中国・規制動向】

○新たなソルベンシー規制の導入準備が進展

中国保険監督管理委員会（CIRC）が提唱する新たなソルベンシー規制（China Risk Oriented Solvency System：C-ROSS）が、2015年にも導入される見込みである。

現行のソルベンシー規制は2003年に導入されたもので、リスク感応度が低く、保険会社にリスク管理を促す仕組みになっていない。これに対し、C-ROSSは、国際的な規制改革の動きをにらんで構想されており、保険監督者国際機構（IAIS）の保険基本原則（ICP）を踏まえ、欧州のソルベンシーIIに類似したリスクベースのソルベンシー規制とされている。

C-ROSSは、ソルベンシーII同様、①第Iの柱（定量的資本要件）、②第IIの柱（リスクの自己評価や当局による検証を含む定性的要件）、③第IIIの柱（情報開示を通じた市場規律）の3つの柱で構成されている。

C-ROSSは、2012年3月に数年かけて導入する方針が示され、2013年5月に概念的な枠組が公表された。さらに第Iの柱に関する技術的な詳細基準を定めるため、2014年を通じて定量的影響度調査が実施され、11月にはこの第三次調査が完了した。また、10月から11月にかけて、第IIの柱および第IIIの柱に関する統合的リスク評価、流動性リス

クの管理、グループ・ソルベンシー、報告および開示等に関する規制のドラフトが公表された。

C-ROSS の導入時期は正式には公表されていないが、業界では 2015 年から導入が始まり、2016 年までに移行が完了すると見られている。現時点では、詳細な基準が未確定であるため、保険会社が求められる資本の水準がどの程度になるか予測できないが、保険業界がマーケット・シェア拡大偏重の競争から抜け出し、リスク管理の強化を通じて、安定的な収益性確保や成長の持続を実現することに寄与することが期待されている。

(Reuters.com 2014.12.11、Asia Insurance Review 2014.12 ほか)

【インド・規制動向】

○インド政府が保険会社への外資の出資比率の上限を 49%に引き上げ

2014 年 12 月 26 日、インド政府は、外資による国内保険会社への直接投資の上限をこれまでの 26%から 49%に引き上げる大統領令を公布した。インド政府は 23 日に閉会した議会で上限を見直す保険法改正案を成立させる考えであったが、議会在宗教的な問題等に絡む政党間の対立で空転したため、保険法改正に代わる緊急措置として、6 カ月間のみ有効な大統領令を公布することとした。今回の上限引き上げを正式な法改正として恒久化するには、6 カ月以内に議会で大統領令を追認する必要がある。

政府は、保険会社への外資の出資比率の上限引き上げを通じて、他のアジア諸国に比べ保険浸透率が低く市場としての潜在性が大きいインドの保険業界に、海外からより多くの長期資本を呼び込みたいと考えている。ジェイトレー (Jaitley) 財務相は、今後数年間で保険業界に 60 億ドルから 80 億ドルの海外資金の流入が見込めるとしている。

しかし、26 日の大統領令では、保険会社の経営権が今後もインド居住者に残ることが条件として明示されており、外資による経営への支配権行使を認めない内容となっている。このため、海外資金の流入は限定的な規模にとどまるとの見方もある。政府は、経営権を国内に維持しながら、経済および保険市場の発展のため、海外の資金や技術の利用を早急に進める意向である。

(Wall Street Journal 2014.12.24、International Business Times 2014.12.24 ほか)